



大津市公報

平成 26 年 3 月 31 日
号外 (第 24 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

教育委員会規則

- 4 大津市長による教育に関する事務の管理執行に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則..... 1
- 5 大津市教育公務員の給料の切替えに伴う経過措置等に関する規則を廃止する規則..... 4
- 6 大津市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則..... 4
- 7 大津市教育委員会事務局及び教育機関の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則..... 5
- 8 大津市教育公務員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則..... 5
- 9 大津市立学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則..... 5

教育委員会訓令

- 2 大津市教育委員会事務決裁規程の一部改正..... 6
- 3 教育委員会の権限に属する事務を市長の補助機関である職員が補助執行する場合の事務決裁規程の一部改正..... 6

教育委員会告示

- 3 教育委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関である職員をして補助執行させることについて..... 6
- 4 平成13年教育委員会告示第2号(個人演説会等の施設の設備及び候補者が納付すべき費用の額について)の一部改正..... 7

教育委員会教育長告示

- 1 平成10年教育委員会教育長告示第1号(教育長の権限に属する事務の一部を教育機関の長等に委任することについて)の一部改正..... 7

教育委員会規則

大津市長による教育に関する事務の管理執行に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則を公布する。

平成26年3月31日

大津市教育委員会
委員長 本 郷 吉 洋

大津市教育委員会規則第4号

大津市長による教育に関する事務の管理執行に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(大津市教育キャンプ場の管理運営に関する規則等の廃止)

第1条 次に掲げる規則は、廃止する。

- 大津市教育キャンプ場の管理運営に関する規則(昭和49年教育委員会規則第4号)
- 大津市大谷乗馬場の管理運営に関する規則(昭和52年教育委員会規則第1号)
- 大津市民体育館の管理運営に関する規則(昭和54年教育委員会規則第4号)
- 大津市市民格技場の管理運営に関する規則(昭和61年教育委員会規則第3号)
- 大津市市民運動広場の管理運営に関する規則(平成4年教育委員会規則第9号)
- 大津市市民プールの管理運営に関する規則(平成16年教育委員会規則第3号)
- 大津市立野外活動施設の管理運営に関する規則(平成18年教育委員会規則第2号)
- 大津市スポーツ推進委員に関する規則(平成23年教育委員会規則第9号)
- 大津市スポーツ推進審議会規則(平成25年教育委員会規則第4号)

(大津市教育委員会公印規則の一部改正)

第2条 大津市教育委員会公印規則(平成10年教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

別表第1職印の表大津市和邇市民体育館長之印の項から大津市石山市民体育館長之印の項までを削り、別表第1職印の表大津市立葛川少年自然の家所長之印の項中「23」を「19」に、「22」を「18」に改め、別表第1

職印の表大津市立木戸公民館長之印の項中「24」を「20」に、「23」を「19」に改め、別表第 1 職印の表大津市立和邇公民館長之印の項中「25」を「21」に、「24」を「20」に改め、別表第 1 職印の表大津市立小野公民館長之印の項中「26」を「22」に、「25」を「21」に改め、別表第 1 職印の表大津市立葛川公民館長之印の項中「27」を「23」に、「26」を「22」に改め、別表第 1 職印の表大津市立伊香立公民館長之印の項中「28」を「24」に、「27」を「23」に改め、別表第 1 職印の表大津市立真野公民館長之印の項中「29」を「25」に、「28」を「24」に改め、別表第 1 職印の表大津市立真野北公民館長之印の項中「30」を「26」に、「29」を「25」に改め、別表第 1 職印の表大津市立堅田公民館長之印の項中「31」を「27」に、「30」を「26」に改め、別表第 1 職印の表大津市立仰木公民館長之印の項中「32」を「28」に、「31」を「27」に改め、別表第 1 職印の表大津市立仰木の里公民館長之印の項中「33」を「29」に、「32」を「28」に改め、別表第 1 職印の表大津市立雄琴公民館長之印の項中「34」を「30」に、「33」を「29」に改め、別表第 1 職印の表大津市立日吉台公民館長之印の項中「35」を「31」に、「34」を「30」に改め、別表第 1 職印の表大津市立坂本公民館長之印の項中「36」を「32」に、「35」を「31」に改め、別表第 1 職印の表大津市立下阪本公民館長之印の項中「37」を「33」に、「36」を「32」に改め、別表第 1 職印の表大津市立唐崎公民館長之印の項中「38」を「34」に、「37」を「33」に改め、別表第 1 職印の表大津市立滋賀公民館長之印の項中「39」を「35」に、「38」を「34」に改め、別表第 1 職印の表大津市立山中比叡平公民館長之印の項中「40」を「36」に、「39」を「35」に改め、別表第 1 職印の表大津市立藤尾公民館長之印の項中「41」を「37」に、「40」を「36」に改め、別表第 1 職印の表大津市立長等公民館長之印の項中「42」を「38」に、「41」を「37」に改め、別表第 1 職印の表大津市立逢坂公民館長之印の項中「43」を「39」に、「42」を「38」に改め、別表第 1 職印の表大津市立中央公民館長之印の項中「44」を「40」に、「43」を「39」に改め、別表第 1 職印の表大津市立平野公民館長之印の項中「45」を「41」に、「44」を「40」に改め、別表第 1 職印の表大津市立膳所公民館長之印の項中「46」を「42」に、「45」を「41」に改め、別表第 1 職印の表大津市立富士見公民館長之印の項中「47」を「43」に、「46」を「42」に改め、別表第 1 職印の表大津市立晴嵐公民館長之印の項中「48」を「44」に、「47」を「43」に改め、別表第 1 職印の表大津市立石山公民館長之印の項中「49」を「45」に、「48」を「44」に改め、別表第 1 職印の表大津市立南郷公民館長之印の項中「50」を「46」に、「49」を「45」に改め、別表第 1 職印の表大津市立大石公民館長之印の項中「51」を「47」に、「50」を「46」に改め、別表第 1 職印の表大津市立田上公民館長之印の項中「52」を「48」に、「51」を「47」に改め、別表第 1 職印の表大津市立上田上公民館長之印の項中「53」を「49」に、「52」を「48」に改め、別表第 1 職印の表大津市立青山公民館長之印の項中「54」を「50」に、「53」を「49」に改め、別表第 1 職印の表大津市立瀬田公民館長之印の項中「55」を「51」に、「54」を「50」に改め、別表第 1 職印の表大津市立瀬田北公民館長之印の項中「56」を「52」に、「55」を「51」に改め、別表第 1 職印の表大津市立瀬田南公民館長之印の項中「57」を「53」に、「56」を「52」に改め、別表第 1 職印の表大津市立瀬田東公民館長之印の項中「58」を「54」に、「57」を「53」に改め、別表第 1 職印の表大津市立小野公民館分館長之印の項中「59」を「55」に、「58」を「54」に改め、別表第 1 職印の表大津市立坂本公民館分館長之印の項中「60」を「56」に、「59」を「55」に改め、別表第 1 職印の表滋賀県大津市立志賀北幼稚園長印の項中「61」を「57」に、「60」を「56」に改め、別表第 1 職印の表滋賀県大津市立志賀南幼稚園長印の項中「62」を「58」に、「61」を「57」に改め、別表第 1 職印の表滋賀県大津市立伊香立幼稚園長印の項中「63」を「59」に、「62」を「58」に改め、別表第 1 職印の表滋賀県大津市立真野幼稚園長之印の項中「64」を「60」に、「63」を「59」に改め、別表第 1 職印の表滋賀県大津市立真野北幼稚園長印の項中「65」を「61」に、「64」を「60」に改め、別表第 1 職印の表滋賀県大津市立堅田幼稚園長之印の項中「66」を「62」に、「65」を「61」に改め、別表第 1 職印の表滋賀県大津市立仰木幼稚園長之印の項中「67」を「63」に、「66」を「62」に改め、別表第 1 職印の表滋賀県大津市立仰木の里幼稚園長印の項中「68」を「64」に、「67」を「63」に改め、別表第 1 職印の表滋賀県大津市立仰木の里東幼稚園長印の項中「69」を「65」に、「68」を「64」に改め、別表第 1 職印の表大津市立雄琴幼稚園長之印の項中「70」を「66」に、「69」を「65」に改め、別表第 1 職印の表滋賀県大津市立日吉台幼稚園長印の項中「71」を「67」に、「70」を「66」に改め、別表第 1 職印の表滋賀県大津市立坂本幼稚園長印の項中「72」を「68」に、「71」を「67」に改め、別表第 1 職印の表滋賀県大津市立下阪本幼稚園長印の項中「73」を「69」に、「72」を「68」に改め、別表第 1 職印の表滋賀県大津市立唐崎幼稚園長印の項中「74」を「70」に、「73」を「69」に改め、別表第 1 職印の表滋賀県大津市立志賀幼稚園長印の項中「75」を「71」に、「74」を「70」に改め、別表第 1 職印の表滋賀県大津市立比叡平幼稚園長印の項中「76」を「72」に、「75」を「71」に改め、別表第 1 職印の表滋賀県大津市立藤尾幼稚園長印の項中「77」を「73」に、「76」を「72」に改め、別表第 1 職印の表滋賀県大津市立長等幼稚園長印の項中「78」を「74」に、「77」を「73」に改め、別表第 1 職印の表滋賀県大津市立逢坂幼稚園長之印の項中「79」を「75」に、「78」を「74」に改め、別表第 1 職印の表滋賀県大津市立大津幼稚園長印の項中「80」を「76」に、「79」を「75」に改め、別表第 1 職印の表滋賀県大津市立平野幼稚園長印の項中

「81」を「77」に、「80」を「76」に改め、別表第 1 職印の表滋賀県大津市立膳所幼稚園長之印の項中「82」を「78」に、「81」を「77」に改め、別表第 1 職印の表滋賀県大津市立富士見幼稚園長印の項中「83」を「79」に、「82」を「78」に改め、別表第 1 職印の表滋賀県大津市立晴嵐幼稚園長印の項中「84」を「80」に、「83」を「79」に改め、別表第 1 職印の表滋賀県大津市立石山幼稚園長之印の項中「85」を「81」に、「84」を「80」に改め、別表第 1 職印の表滋賀県大津市立南郷幼稚園長印の項中「86」を「82」に、「85」を「81」に改め、別表第 1 職印の表滋賀県大津市立大石幼稚園長之印の項中「87」を「83」に、「86」を「82」に改め、別表第 1 職印の表大津市立田上幼稚園長之印の項中「88」を「84」に、「87」を「83」に改め、別表第 1 職印の表滋賀県大津市立上田上幼稚園長印の項中「89」を「85」に、「88」を「84」に改め、別表第 1 職印の表滋賀県大津市立青山幼稚園長印の項中「90」を「86」に、「89」を「85」に改め、別表第 1 職印の表滋賀県大津市立瀬田幼稚園長印の項中「91」を「87」に、「90」を「86」に改め、別表第 1 職印の表滋賀県大津市立瀬田南幼稚園長印の項中「92」を「88」に、「91」を「87」に改め、別表第 1 職印の表滋賀県大津市立瀬田東幼稚園長印の項中「93」を「89」に、「92」を「88」に改め、別表第 1 職印の表滋賀県大津市立瀬田北幼稚園長印の項中「94」を「90」に、「93」を「89」に改め、別表第 1 職印の表滋賀県大津市立小松小学校長印の項中「95」を「91」に、「94」を「90」に改め、別表第 1 職印の表滋賀県大津市立木戸小学校長印の項中「96」を「92」に、「95」を「91」に改め、別表第 1 職印の表滋賀県大津市立和邇小学校長印の項中「97」を「93」に、「96」を「92」に改め、別表第 1 職印の表滋賀県大津市立小野小学校長印の項中「98」を「94」に、「97」を「93」に改め、別表第 1 職印の表滋賀県大津市立葛川小学校長印の項中「99」を「95」に、「98」を「94」に改め、別表第 1 職印の表滋賀県大津市立伊香立小学校長印の項中「100」を「96」に、「99」を「95」に改め、別表第 1 職印の表滋賀県大津市立真野小学校長之印の項中「101」を「97」に、「100」を「96」に改め、別表第 1 職印の表滋賀県大津市立真野北小学校長印の項中「102」を「98」に、「101」を「97」に改め、別表第 1 職印の表滋賀県大津市立堅田小学校長印の項中「103」を「99」に、「102」を「98」に改め、別表第 1 職印の表滋賀県大津市立仰木小学校長之印の項中「104」を「100」に、「103」を「99」に改め、別表第 1 職印の表滋賀県大津市立仰木の里小学校長印の項中「105」を「101」に、「104」を「100」に改め、別表第 1 職印の表滋賀県大津市立仰木の里東小学校長印の項中「106」を「102」に、「105」を「101」に改め、別表第 1 職印の表滋賀県大津市立雄琴小学校長印の項中「107」を「103」に、「106」を「102」に改め、別表第 1 職印の表滋賀県大津市立日吉台小学校長印の項中「108」を「104」に、「107」を「103」に改め、別表第 1 職印の表滋賀県大津市立坂本小学校長之印の項中「109」を「105」に、「108」を「104」に改め、別表第 1 職印の表滋賀県大津市立下阪本小学校長印の項中「110」を「106」に、「109」を「105」に改め、別表第 1 職印の表滋賀県大津市立唐崎小学校長印の項中「111」を「107」に、「110」を「106」に改め、別表第 1 職印の表滋賀県大津市立志賀小学校長印の項中「112」を「108」に、「111」を「107」に改め、別表第 1 職印の表滋賀県大津市立比叡平小学校長印の項中「113」を「109」に、「112」を「108」に改め、別表第 1 職印の表滋賀県大津市立藤尾小学校長印の項中「114」を「110」に、「113」を「109」に改め、別表第 1 職印の表滋賀県大津市立長等小学校長印の項中「115」を「111」に、「114」を「110」に改め、別表第 1 職印の表滋賀県大津市立逢坂小学校長印の項中「116」を「112」に、「115」を「111」に改め、別表第 1 職印の表滋賀県大津市立中央小学校長之印の項中「117」を「113」に、「116」を「112」に改め、別表第 1 職印の表滋賀県大津市立平野小学校長印の項中「118」を「114」に、「117」を「113」に改め、別表第 1 職印の表滋賀県大津市立膳所小学校長之印の項中「119」を「115」に、「118」を「114」に改め、別表第 1 職印の表滋賀県大津市立富士見小学校長之印の項中「120」を「116」に、「119」を「115」に改め、別表第 1 職印の表滋賀県大津市立晴嵐小学校長印の項中「121」を「117」に、「120」を「116」に改め、別表第 1 職印の表滋賀県大津市立石山小学校長印の項中「122」を「118」に、「121」を「117」に改め、別表第 1 職印の表滋賀県大津市立南郷小学校長印の項中「123」を「119」に、「122」を「118」に改め、別表第 1 職印の表滋賀県大津市立大石小学校長之印の項中「124」を「120」に、「123」を「119」に改め、別表第 1 職印の表滋賀県大津市立田上小学校長印の項中「125」を「121」に、「124」を「120」に改め、別表第 1 職印の表滋賀県大津市立上田上小学校長印の項中「126」を「122」に、「125」を「121」に改め、別表第 1 職印の表滋賀県大津市立青山小学校長印の項中「127」を「123」に、「126」を「122」に改め、別表第 1 職印の表滋賀県大津市立瀬田小学校長印の項中「128」を「124」に、「127」を「123」に改め、別表第 1 職印の表滋賀県大津市立瀬田南小学校長印の項中「129」を「125」に、「128」を「124」に改め、別表第 1 職印の表滋賀県大津市立瀬田東小学校長印の項中「130」を「126」に、「129」を「125」に改め、別表第 1 職印の表滋賀県大津市立瀬田北小学校長印の項中「131」を「127」に、「130」を「126」に改め、別表第 1 職印の表滋賀県大津市立志賀中学校長印の項中「132」を「128」に、「131」を「127」に改め、別表第 1 職印の表滋賀県大津市立葛川中学校長印の項中「133」を「129」に、「132」を「128」に改め、別表第 1 職印の表滋賀県大津市立伊香立中学校長印の項中「134」を「130」に、「133」を「129」に改め、別表第 1 職印の表滋賀県大津市立真野中学校長印の項中

「135」を「131」に、「134」を「130」に改め、別表第1職印の表滋賀県大津市立堅田中学校長之印の項中「136」を「132」に、「135」を「131」に改め、別表第1職印の表滋賀県大津市立仰木中学校長印の項中「137」を「133」に、「136」を「132」に改め、別表第1職印の表滋賀県大津市立日吉中学校長印の項中「138」を「134」に、「137」を「133」に改め、別表第1職印の表滋賀県大津市立唐崎中学校長之印の項中「139」を「135」に、「138」を「134」に改め、別表第1職印の表滋賀県大津市立皇子山中学校長印の項中「140」を「136」に、「139」を「135」に改め、別表第1職印の表滋賀県大津市立打出中学校長印の項中「141」を「137」に、「140」を「136」に改め、別表第1職印の表滋賀県大津市立粟津中学校長印の項中「142」を「138」に、「141」を「137」に改め、別表第1職印の表滋賀県大津市立北大路中学校長之印の項中「143」を「139」に、「142」を「138」に改め、別表第1職印の表滋賀県大津市立石山中学校長印の項中「144」を「140」に、「143」を「139」に改め、別表第1職印の表滋賀県大津市立南郷中学校長印の項中「145」を「141」に、「144」を「140」に改め、別表第1職印の表滋賀県大津市立田上中学校長印の項中「146」を「142」に、「145」を「141」に改め、別表第1職印の表滋賀県大津市立青山中学校長印の項中「147」を「143」に、「146」を「142」に改め、別表第1職印の表滋賀県大津市立瀬田中学校長印の項中「148」を「144」に、「147」を「143」に改め、別表第1職印の表滋賀県大津市立瀬田北中学校長印の項中「149」を「145」に、「148」を「144」に改める。

別表第2職印の項中第18号から第21号までを削り、第22号を第18号とし、第23号から第148号までを4号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

大津市教育公務員の給料の切替えに伴う経過措置等に関する規則を廃止する規則を公布する。

平成26年3月31日

大津市教育委員会

委員長 本 郷 吉 洋

大津市教育委員会規則第5号

大津市教育公務員の給料の切替えに伴う経過措置等に関する規則を廃止する規則

大津市教育公務員の給料の切替えに伴う経過措置等に関する規則(平成18年教育委員会規則第13号)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

大津市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年3月31日

大津市教育委員会

委員長 本 郷 吉 洋

大津市教育委員会規則第6号

大津市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

大津市教育委員会行政組織規則(平成23年教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「経理係 施設係」を「施設経理係」に改め、同項中第5号を削り、第6号を第5号とする。

第4条第1項の表教育総務課の部企画総務係の項第6号中「、保健衛生及び安全管理」を削り、同係の項中第15号を第16号とし、第8号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の1号を加える。

教育委員会所管職員の保健衛生及び安全管理に関すること。

第4条第1項の表教育総務課の部経理係の項を削り、同部施設係の項中「施設係」を「施設経理係」に改め、同係の項第1号中「学校」の次に「(市立の幼稚園を除く。第6号並びに学校保健体育課の部保健体育係の項第1号及び第5号において同じ。)」を加え、同係の項第2号中「学校施設」の次に「(市立の幼稚園を除く。以下同じ。)」を加え、同係の項に次の2号を加える。

学校の予算管理及び経理に関すること。

教材、教具等学校物品の調達、処分及び整備計画に関すること。

第4条第1項の表学校教育課の部学事係の項第2号中「、生徒及び幼児」を「及び生徒」に改め、同係の項第3号中「就園奨励費及び」を削り、同部指導係の項第3号中「学習指導」の次に「及び進路指導」を加え、同係の項中第11号を削り、第12号を第11号とし、第13号を第12号とし、第14号を第13号とし、同条第1項の表学校

保健体育課の部保健体育係の項第5号中「学校保健及び学校体育」を「学校の保健及び体育」に改め、同条第1項の表市民スポーツ課の部を削り、同条第2項の表学校安全推進室の項第1号中「及び進路指導」を削る。

第5条第1項中第11号を削り、第12号を第11号とし、第13号から第15号までを1号ずつ繰り上げ、第16号を削り、第17号を第15号とし、第18号から第23号までを2号ずつ繰り上げ、第24号から第26号までを削り、同条第2項中「第18号及び第19号」を「第16号及び第17号」に改め、同条第3項を削り、同条第4項を同条第3項とする。

第6条第1項の表生涯学習センターの項中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号を第9号とし、同センターの項第11号中「、文化情報センター」を削り、同号を同センターの項第10号とし、同条第1項の表文化情報センターの項及び市民体育館の項を削る。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

大津市教育委員会事務局及び教育機関の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年3月31日

大津市教育委員会

委員長 本 郷 吉 洋

大津市教育委員会規則第7号

大津市教育委員会事務局及び教育機関の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

大津市教育委員会事務局及び教育機関の職員の職の設置に関する規則(昭和62年教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第3条第4項を削り、同条第5項の表科学館次長の項中「視聴覚ライブラリー参事」を「視聴覚ライブラリー副参事」に改め、同条第5項を同条第4項とする。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

大津市教育公務員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年3月31日

大津市教育委員会

委員長 本 郷 吉 洋

大津市教育委員会規則第8号

大津市教育公務員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

大津市教育公務員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(昭和61年教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

別表第1第2項の表4級の項中「、幼児教育指導監」を削り、別表第1第2項の表3級の項中「副参事」を「幼児教育指導監、副参事」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の大津市教育公務員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の規定は、平成25年4月1日から適用する。

大津市立学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年3月31日

大津市教育委員会

委員長 本 郷 吉 洋

大津市教育委員会規則第9号

大津市立学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則

大津市立学校体育施設の開放に関する規則(昭和52年教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「し、もって市民の体力づくりの推進に資することを目的とする」を「することについて必要な事項を定めるものとする」に改める。

第2条第1項中「とともに、スポーツの指導を行う」を削る。

第3条を削り、第4条を第3条とし、第5条から第10条までを1条ずつ繰り上げる。

様式第1号及び様式第2号中「(第6条関係)」を「(第5条関係)」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

教 育 委 員 会 訓 令

大津市教育委員会訓令第2号

大津市教育委員会事務決裁規程(平成6年教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

平成26年3月31日

大津市教育委員会

委員長 本 郷 吉 洋

第2条第10号中「生涯学習センター所長」の次に「及び科学館長」を加え、同条第11号中「及び室長」を「、室長及び室次長」に、「科学館次長」を「図書館次長」に改め、同条第12号中「、室次長」を削る。

第14条第3項中第10号を削り、第11号を第10号とする。

別表第1号の表中「職員課長」を「人事課長」に改め、別表第2号の表中「職員課長」を「人事課長」に改め、学校教育課の部8の款を削る。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

大津市教育委員会訓令第3号

教育委員会の権限に属する事務を市長の補助機関である職員が補助執行する場合の事務決裁規程(平成26年教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

平成26年3月31日

大津市教育委員会

委員長 本 郷 吉 洋

第3条第1項中「については、」の次に「別表に掲げるものを除くほか、」を加え、同条第2項中「大津市教育委員会事務決裁規程」を「別表及び大津市教育委員会事務決裁規程」に改める。

附則の次に次の1表を加える。

別表(第3条関係)

個別職務権限

組織名	事務の種類	項目	決裁権者						合議先
			教育長	部長	次長	課長	課長補佐	係長	
保育幼稚園課	1 幼稚園に関する事務	1 入退園の決定							学校教育課長

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

教 育 委 員 会 告 示

大津市教育委員会告示第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の7の規定により、教育委員会の権限に属する事務のうち、次の事務を市長部局のスポーツに係る事務を所管する職員に対して補助執行させる。

平成26年3月31日

大津市教育委員会

委員長 本 郷 吉 洋

大津市立学校体育施設の開放に関する規則(昭和52年教育委員会規則第5号)第2条第1項に規定する開放事業(以下「開放事業」という。)に係る市立小学校及び中学校の体育館及び運動場の使用に関すること。

開放事業に係る市立小学校及び中学校の体育館、運動場並びにこれらの設備及び備品の管理に関すること。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

大津市教育委員会告示第4号

平成13年教育委員会告示第2号(個人演説会等の施設の設備及び候補者が納付すべき費用の額について)の一部を次のように改正し、平成26年4月1日から適用する。

平成26年3月31日

大津市教育委員会

委員長 本 郷 吉 洋

表小松小学校の項から瀬田北幼稚園の項までの規定中「6,020」を「7,921」に、「23,745」を「24,528」に、「25,156」を「25,849」に改め、同表木戸公民館の項から瀬田東公民館の項までの規定中「2,760」を「2,840」に、「3,450」を「3,540」に、「1,120」を「1,150」に、「1,400」を「1,440」に、「1,940」を「1,990」に、「2,420」を「2,490」に、「3,570」を「3,670」に、「4,460」を「4,590」に改め、同表和邇市民体育館の項から田上市民体育館の項までを削り、同表和邇文化センターの項から生涯学習センターの項までの規定中「9,170」を「11,790」に改める。

教育委員会教育長告示**大津市教育委員会教育長告示第1号**

平成10年教育委員会教育長告示第1号(教育長の権限に属する事務の一部を教育機関の長に委任することについて)の一部を次のように改正し、平成26年4月1日から適用する。

平成26年3月31日

大津市教育委員会

教育長 富 田 眞

各号列記以外の部分中「市民格技場、教育キャンプ場、市民運動広場及び」を削る。